

令和6年度 市内水質総合調査仕様書

1 委託業務名

令和6年度 市内水質総合調査

2 業務内容

市が指定する河川・水路及び工場・事業場からの排水について水質調査を実施し、調査結果について報告書を作成する。

3 業務の期間 令和6年11月1日（金） ～ 令和7年1月31日（金）

- ・ 採水は原則11月中に行なうものとし、天候・潮の干満により11月に採水ができなかった場合は12月に行うものとする。
- ・ 全ての調査地点について、同一日に採水を行うこと

4 調査場所

- ・ 河川・水路の部 … 次に示す市内の河川・水路計20カ所
(調査地点の場所については別図1を参照のこと)

1	寺前谷川	11	立岩排水路
2	鍛冶屋川	12	北浜排水路
3	板東谷川(上流)	13	黒崎排水路
4	中内谷川	14	中水尾川
5	大谷川(明治橋)	15	桑島排水路
6	大代谷川(大代橋)	16	明神越浦排水路
7	中山谷川(原地第2橋)	17	高島排水路
8	宮川	18	網干川
9	吉永西新排水路	19	栗田川
10	五枚水尾川(牛の橋)	20	折野川

- ・ 工場・事業場の部 … 市内（撫養町・里浦町・瀬戸町・大津町）の工場・事業所
計10カ所

※なお、全ての調査地点で陸上・橋上からの採水が可能。

5 調査内容

① 調査項目及び試験方法については、次に示す方法で行う。

	河川・水路の部	工場・事業場の部
調査項目	水温	水温
	外観（水色）	pH値（測定時水温を記載）
	透視度	S S
	pH値（測定時水温を記載）	B O D
	S S	C O D
	D O	大腸菌群数
	B O D	T - N
	C O D	T - P
	大腸菌数	塩化物イオン
	T - N	
	T - P	
	陰イオン界面活性剤	
	塩化物イオン	
試験方法	水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）が定められている項目にあっては、同基準に掲げられた検定方法によるものとし、その他の項目については昭和49年9月30日に環境庁告示64号に掲げられる方法、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月30日環境庁告示64号）に掲げられた検定方法

- ・ 水色については、マンセル記号・系統色名・固有色名を報告書に記載すること。
- ・ 透視度については、50度以上まで測定可能であること。

② 調査結果については、次の内容を記載した報告書を作成する。

- ・ 河川・水路の部については、報告書「市内水質総合調査検査報告書（河川・水路の部）」を作成する。工場・事業場の部については、報告書「市内水質総合調査検査報告書（工場・事業場の部）」を作成する。
- ・ 濃度計量証明書（工場・事業場については、報告書とは別に、各工場・事業場ごとに計量証明書を作成すること）
- ・ 各調査地点の全景写真、採水中の写真及び採取した試料の写真（写真の内容から、

採水場所が特定できること。また、全景、採水中及び試料の写真で採水場所を特定させることが困難な場合は、適宜撮影枚数を追加すること)

- ・ 各調査地点の検査結果及び検査結果についての所見
- ・ 調査地点を示した市内全域図（河川・水路の部と工場・事業場の部で別々に図を作成すること）
- ・ 各調査地点の、現年度を含めた6年間の調査結果を記した表及び経年変化のわかるグラフ。表には各年度の採水年月日を記載すること。なお、過去の調査結果については入札後に落札者に貸与する。
- ・ 調査項目の用語説明

6 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- ・ 紙媒体（カラー） 各2部
- ・ 電子媒体（CD-ROM） 1式
（電子媒体については、Microsoft Word、Excel 形式とし、表・グラフについては Excel 形式で作成すること）

7 特記事項

- ・ 河川・水路の部のうち、調査地点⑩から⑱は大潮以外の日に採水することとし、調査日の日程の詳細は後日調整するものとする。
- ・ 工場・事業場の採水は抜き打ちで行う。工場・事業場の都合（休業日や作業の都合）などにより、予定日に採水ができなかった場合は、別の日に採水を行うが、その場合、追加料金は発生しないものとする。
なお、土曜・日曜・祝日の翌日は採水できない工場・事業場、水曜日が休業日のため採水できない場合のある工場・事業場がある。

8 その他

- ・ この仕様書は、委託業務の大要を示すものであり、この仕様書に定めのない事項又は疑義がある事項については、市、受託者双方で協議のうえ解決する。
- ・ 作業中の器物破損及び事故等について、受託者の責任において処理する。
- ・ 委託業務に要する機械器具、材料、用具等は受託者の負担とする。
- ・ 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由により成果品に不備が発見された場合は、速やかに適正な成果品を再提出するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。